

随意契約締結状況(100万円以上)

[平成30年6月～平成30年7月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の 名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	北海道ブロック血液センター 採血・医務部門及び献血管理課執務室移転工 事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年6月8日	株式会社イトーキ北海道 札幌市中央区大通西3丁目7	¥1,767,960	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)	
2	北海道ブロック血液センター 日本赤十字社北海道ブロック血液センター事務 室レイアウトの変更に伴う改修工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年6月20日	大成建設株式会社札幌支店 札幌市中央区大通西5丁目11	¥3,864,240	当施設の新築時施工業者であり、当建物を熟知していることから競争に付することが不利であるため。(会計規則第36条3)	
3	北海道ブロック血液センター コードレスパッテリーシーラー(2台)の整備	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年6月19日	株式会社メディカルサイエンス 札幌市厚別区もみじ台東6丁目9-14	¥1,053,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	
4	北海道赤十字血液センター 移動採血車の塗装・板金工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年6月20日	富士自動車工業株式会社 札幌市北区新川3条20丁目1-1	¥2,432,430	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)最低金額を提示している社と契約すること。	
5	北海道赤十字血液センター岩見沢出張所 電話設備等の更新	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年6月27日	東日本電信電話株式会社北海道事業部 札幌市中央区大通西14丁目7	¥1,026,000	当社は、現行設備の設置業者であり仕様を熟知していること、また、地方の営業所体制が充実しているため、故障発生時に迅速に対応が可能なことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
6	北海道ブロック血液センター 血液バッグ用陰圧型採血器(3台)の整備	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年7月10日	川澄化学工業株式会社 東京都港区港南2-15-2	¥1,069,200	指定製品取扱業者が同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
7	北海道赤十字血液センター函館事業所 バイオメディカルフリーザーの整備	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年7月25日	株式会社メディカルサイエンス 札幌市厚別区もみじ台東6丁目9-14	¥1,104,300	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	